

室蘭市まちづくり活動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民と行政のパートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化や課題解決を図る市民の自主的な活動に対する「室蘭市まちづくり活動支援補助金」(以下「補助金」という。)の交付について、室蘭市補助金等交付規則(昭和62年規則第31号。以下「規則」という。)の規定に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、団体が新たに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業で、広く市民が参加でき、その成果が市民に還元される自主的で継続が見込める事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) スタートアップ事業

市民生活の向上やイベント等の開催により地域活性化や賑わいの創出に資する公益的なまちづくり事業

- ア 産業・ものづくりの振興に関する事業
- イ 観光振興に関する事業
- ウ 健康・福祉の推進、子どもの健全育成推進に関する事業
- エ 芸術・文化・スポーツや生涯学習の振興に関する事業
- オ 景観美化、環境保全に関する事業
- カ その他、まちづくりの推進や地域活性化に資すると認められる事業

(2) 地域 en(えん)づくり事業

地域の安心・安全の推進や地域交流等、地域課題の解決を図るため、月1回程度年間を通じ定期的に行う事業(季節要因により期間が限定される場合は、当該期間を通じ定期的に行う事業)

- ア 地域課題解決、又は地域内外の交流の促進を図る事業
- イ その他、地域課題解決に資すると認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 市の他の補助金の交付を受けている事業または補助対象となる事業
- (2) 他の団体を補助する事業
- (3) 事業効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- (4) 団体の運営を目的とする事業
- (5) 政治、宗教及び営利を目的とする事業
- (6) その他、補助することが適当でないと認められる事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有すること
- (2) 団体の構成員が5人以上であること
- (3) 補助期間終了後においても、当該事業、又は関連事業を継続してできること
- (4) 責任を持って事業を履行できること

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表1のとおりとする。

(補助期間)

第5条 補助の期間は1年とする。ただし、事業を実施して継続が必要な場合は、次の各号の期間を限度とし補助金の申請ができるものとする。

- (1) スタートアップ事業は、連続して3年
- (2) 地域 en づくり事業は、連続して5年。ただし、4年目以降については室蘭市市民協働推進委員会による事業の評価・検証をもとに継続が可となった場合において、申請できるものとする。

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助率及び補助金の額は次のとおりとする。

事業の種類	スタートアップ事業	地域 en(えん)づくり事業
1年目	補助対象経費の10分の8以内 限度額 20万円以内	補助対象経費の10分の10以内 限度額 30万円以内
2年目	補助対象経費の10分の6以内 限度額 15万円以内	補助対象経費の10分の8以内 限度額 20万円以内
3年目	補助対象経費の10分の4以内 限度額 10万円以内	補助対象経費の10分の8以内 限度額 20万円以内
4年目		補助対象経費の2分の1以内 限度額 15万円以内
5年目		補助対象経費の2分の1以内 限度額 15万円以内

- 2 補助金の額に、1千円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(事業の申請)

第7条 補助金を受けようとする団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) まちづくり事業企画書(様式1)
- (2) 事業実施団体の概要(様式2)
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(補助事業の選考)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった事業は、関係所管課による事前審査を経て、室蘭市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)に提言を求める。

- 2 市長は、地域 en(えん)づくり事業について、3年目の当該事業終了後に第10条に規定する事業報告会の結果を受け、当該団体の申請意思を確認した上、市民活動所管課、当該事業関係所管課との協議結果を市民協働推進委員会に諮り、4年目以降の申請の可否について決定する。
- 3 市長は、委員会の提言を尊重し、補助事業及び、地域 en づくり事業の申請の可否を決定する。

(選考結果の公開)

第9条 市長は、前条の規定による事業の選考結果について公開するものとする。

(事業報告会)

第10条 市長は、補助事業の成果等を広く市民に周知するため、事業報告会を開催し、評価・検証を行う。

- 2 補助金の交付を受けた団体は、事業報告会に出席し、その成果を報告しなければならない。

3 委員会の委員は、報告会において必要な助言を行うものとする。

(事務局)

第11条 補助金の事務局は市民活動所管課とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成27年度補助事業に対する特例)

2 平成27年度に決定された補助事業を連続して平成28年度も補助事業として決定する場合は、第5条の規定にかかわらず、平成27年度から連続して2年を補助の期間とする。

3 前項の場合において、平成28年度の補助率及び補助金の額は、第6条第1項の表にかかわらず、次の表のとおりとする。

まちづくり推進事業	地域 en(えん)づくり事業
補助対象経費の2分の1以内	補助対象経費の10分の10以内
限度額 10万円以内	限度額 10万円以内

4 第2項の場合において、第4条に規定する補助対象経費は、別表1及び次の表のとおりとする。

旅費	講師等招へい旅費、当該事業の調査・研修に参加する団体の会員の旅費
食糧費	講師・無償ボランティア等への弁当購入等に要する経費等(1人当たり1,000円を超えないものとする)
負担金	研修の受講に要する受講料、授業料、教材費等

< 別表1 >

区分	補助対象となる経費
報償費	外部講師謝礼・アクション実施謝礼等
旅費	講師等招へい旅費
需用費	消耗品費・燃料費・印刷製本費等
役務費	郵送費・通信費・保険料等
使用料・賃借料	会場使用料・機材借上料・バス借上料等
備品購入費	事業の実施にあたり、直接必要と認められる備品
その他	補助することが特に必要・適当であると認められる経費